



益田市役所 福祉環境部 高齢者福祉課

TEL : 31 - 0235

社会福祉法人 七尾福社会（指定管理者）

TEL : 24 - 0264

※令和3年1月現在

1 はじめに

このしおりは、生活支援ハウスに入居された皆様が、快適な日常生活がおくれるよう、様々な事について説明しております。団体生活ですので、それぞれの決まり事について、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(1) 生活支援ハウスとは？

高齢等のため、居宅において生活することに対し不安のある方へ住居を提供するとともに、各種相談、助言を行い、緊急時の対応を行う施設です。益田地区では、益田市立高齢者福祉センター「七尾苑」にデイサービスセンターと併設しています。

(2) 施設の設置及び管理は？

国の「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱」、「益田市立高齢者福祉センター設置及び管理に関する条例」及び「益田市生活支援ハウス運営事業実施規則」に基づいて設置・管理・運営を行っています。

(3) 利用できる方は？

- ① 市内に住所を有し、満60歳以上である。
- ② ひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者又は家族による援助を受けることが困難な者である。
- ③ 高齢等のため独立して生活する事に不安がある。

(4) 入居時の必要書類は？

次の書類を市へ提出していただきます。

- ① 健康診断書
- ② 身元引受書
- ③ 収入申告書
- ④ 確約書（2部）

2 入居にあたって

(1) 入居に必要な物

- ・寝具一式
- ・調理道具一式
- ・洗面道具
- ・その他、日常生活に必要な物

〔テレビ、洗濯機、掃除機、電話機は各自持ち込みは自由〕

<部屋の設備>

トイレ、洗面所
流し台、電磁調理器
ミニ冷蔵庫、エアコン
クローゼット、押入れ

<共同で利用するもの>

お風呂、掃除機
テレビ

*消防署の指導により、こたつ布団・絨毯などの敷物及びカーテンは防炎の物をご用意ください。

*上記以外の電気器具のご使用については、あらかじめ、施設長にご相談ください。

*バイク、自転車をお持ちの方は、駐輪場に停めて下さい。

(2) 住所変更の手続き

- ・入居にあたり、転居の手続きを行ってください。
(住所) 〒698-0007 益田市昭和町1-1番20号
- ・市役所市民課、郵便局、その他必要なところ

(3) 利用料について

- ・**光熱水費等**…七尾苑に支払う 1日 740円
〔1か月に2週間以上部屋を空けた場合は、
740円÷2×1か月の日数〕
- ・**利用者負担金**…市に支払う ※5ページ参照
1か月 0円～50,000円
(部屋を空けられていた場合も同額です。)
前年の収入により、市が決定し通知します。

※利用料を滞納すると、退居していただく事になりますので、十分注意してください。

3 日常生活について

- ここでは、自由な生活を送る事を基本としていますが、他の利用者に迷惑を及ぼす事は慎みましょう。
- 居室内は、各自で掃除してください。常に清潔に心がけ、身の回り品の整理整頓及び、衛生に努めましょう。
- ごみは、きちんと分別して、決められた日に、所定の場所へ出してください。
- 安全確保のため生活支援ハウスの建物内は禁煙です。決められた場所で、喫煙してください。
- 犬、猫、鶏等の飼育はしないでください。
- 入浴については、施設で決められた時間に入ってください。
- 食事については、各自で準備をしてください。
- 体調不良の時は、早めに生活援助員へ相談してください。
- 施設内の設備は丁寧に使用し、故障、破損した時は、すみやかに届けてください。
※ 故意または過失により破損した場合は、全額または一部費用を負担していただきます。
- 居室内の壁や柱に物を貼る、くぎを打つ、模様替え等しないでください。必要がある場合は、事前に施設に相談してください。許可なく行った場合は、退居の際に入居時の状態に戻していただきます。
- 外泊する時や、家族等が宿泊される時は、事前に事務所へ申し出てください。
- 外出時の施錠及び貴重品の管理は、各自で責任をもってお願いします。長期間不在の時は、鍵を事務所へお預けください。
- 生活支援ハウスも一つの共同体です。声を掛け合い、助け合うことが必要です。



4 その他

- 夫婦で入居する場合でも、1 部屋につき 1 人での入居となります。
- 入院加療が必要な時は、入院となります。その間の施設の利用料は負担していただくこととなります。
- また、退院後、生活支援ハウスでの生活が可能であれば、そのまま入居を継続できます。
- 介護が必要になった時は、利用者及び身元引受人の方へ、今後の生活についてご相談させていただき、適切な医療機関や施設へ入院・入所をお願いすることになります。

5 退居にあたって

(1) 利用の中止(=退居)について

次に該当する場合は、利用ができなくなります。

- ① 利用者が死亡した時、又は市外に住所を移した時
- ② 入院等により、入居の継続ができなくなった時
(3か月程度をめやすに検討する)
- ③ その他、市長が不相当と認めた時

(2) 退居の手続きについて

- 居室を入居前の状態に戻していただきます。
- 業者に居室、エアコンの清掃・点検(ハウスクリーニング)を依頼していただき、居室の畳の表替え、障子・襖の張り替えを行っていただきます。(費用は利用者に自己負担していただきます。)
- その他、居室の状態を確認し、経年劣化によらない修繕が必要な場合は、利用者にその費用を負担していただきます。
- 退居される月の利用料については次のとおり発生します。
 - 光水熱費等：日数分(退居日を含む)
 - 利用者負担金：日割計算による(退居日を含む)
- 原則として、清掃・修繕が完了し、鍵を返却いただいた日を退居日(利用中止日)とします。

6 利用者負担金表

	対象収入による階層区分（年額）	利用者負担金（月額）
A	1,200,000 円以下	0 円
B	1,200,001 円～1,300,000 円	4,000 円
C	1,300,001 円～1,400,000 円	7,000 円
D	1,400,001 円～1,500,000 円	10,000 円
E	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円
F	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円
G	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円
H	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円
I	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円
J	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円
K	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円
L	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円
M	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円
N	2,400,001 円以上	50,000 円

※対象収入は、収入から、租税、医療費、社会保険料等の必要経費を引いて算出します。（対象収入＝収入－必要経費）

※年に1回、前年の収入申告書を提出し、利用者負担金の更新決定を行います（毎年6月）。

※夫婦で入居する場合は、夫婦の対象収入を合算した額の2分の1に相当する額をそれぞれの対象収入の額とします。

7 生活援助員について

生活支援ハウスでは、安心して生活が送れるよう、日中は生活援助員が常駐し、生活相談、助言を行うとともに、緊急時の対応を行います（休日、夜間は警備員）。生活での困り事、相談したい事、不安な事等ありましたら、ご相談ください。

